

## 2008年G8サミットNGOフォーラム 第2期 運営規定

### 1 名称

- ・本会の名称を「2008年G8サミットNGOフォーラム」(以下「NGOフォーラム」)とする。

### 2 NGOフォーラム運営方針

- ・2008年G8サミットにおいてNGOとしてグローバルイシューにかかわる共同の提言を先進国首脳陣に対して行うことで効果的な提言活動を行う。
- ・議論の結果、協働提言ができなかったり、合意に至らなかった提言領域についても積極的に提言の場をつくる。
- ・民主的な運営に努め、できるだけ参加NGO全団体が合意できる方法を尊重する。
- ・提言の結果とともに、NGOの議論のプロセスを重視する。
- ・暴力や違法な手段を行使しての提言活動を認めない。

### 3 NGOフォーラムの参加対象団体とその参加基準

- ・参加対象は個人でなく団体とする。
- ・参加する団体は以下の条件を満たすこととする。
  - 趣意書及び当規定の運営方針に同意する団体
  - 共通のプラットフォームを持つことに賛成する団体
  - 提言活動を効果的にを行うために連携協力できる団体
- ・入会にあたって追加資料の提出を求められることがある。運営NGOとサポートNGOという二つの参加資格を設ける。ただし会費は運営NGOのみとする。
- ・会費を納入する団体は運営NGOのみとし、第2期会費は1口金額1万円(期間2007年9月18日~2008年9月)とする。
- ・運営NGOおよびサポートNGOは随時いつでも受け付けるが、第2期総会において議決権を有するNGOは2007年9月13日(木)までに2008年G8サミットNGOフォーラム事務局に運営NGOとして入会を申し出たNGOに限る。
- ・参加NGOが趣意書や運営規定に反する行動をした場合、または、NGOフォーラムの名誉を著しく傷つける行為を行った場合は、世話人会役員の過半数の同意により除名することができる。ただし、除名決定の前に当該団体からの意見表明の機会を設けることとする。

### 4 運営NGOとサポートNGOの役割分担と権限

- ・運営NGOの役割と権限
  - (1)事業に必要な資金調達機能を確保する責任
  - (2)全運営NGOが参加するフォーラム運営委員会に参加でき、すること
  - (3)設置されたユニットに属し、その運営にかかわること
  - (4)ユニットからの推薦によりプロジェクト・チームに属し、その運営に関わること
  - (5)役員の候補となることができる
  - (6)ユニットの下に置かれるワーキング・グループに参加することができる
- ・サポートNGOの役割と権限
  - (1)事業に随時参加することができる
  - (2)ユニットやユニットの下に置かれるワーキング・グループに随時参加することができる  
が、議決権は有さない

- (3)ユニットからの推薦によりプロジェクト・チームに随時参加することができるが、議決権は有さない

## 5 役員の種類と選出方法、世話人会

- ・ NGO フォーラムの役員は代表、副代表とユニット・リーダー、プロジェクト・チームリーダーとする。
- ・ 全体を統括する代表を 4 名まで置くことができる。また、副代表は代表を補佐し、主にフォーラムの内部調整や実務運営に携わる。
- ・ ユニットの設置する場合、ユニットを統括するユニット・リーダー1 名を置く。また必要に応じてユニット・サブリーダーを置くことができる。ユニット・サブリーダーは世話人会に出席することができる。ただし、議決権はひとつのユニットから 1 名のみが有するものとする。
- ・ 役員は運営 NGO からフォーラム運営委員会において互選によって選ばれる。
- ・ プロジェクト・チームを設置する場合、プロジェクト・チームを代表するリーダーを 1 名置く。また必要に応じてプロジェクト・チームサブリーダーを置くことができる。
- ・ 代表、副代表、ユニット・リーダー、プロジェクト・チームリーダーで「世話人会」を構成し、フォーラム全体の運営方針、全体会の開催など全体の執行にかかわる事項を論議し、決定する。また代表の判断で必要に応じて世話人会に 3 名まで世話人を加えることができる。ただし選出に関してフォーラム運営委員会でその理由を説明しなければならない。
- ・ 世話人会は、フォーラム事業全体の運営に責任を持つとともに、事業方針や重要事項をフォーラム運営委員会で説明する必要がある。
- ・ 世話人会は提言活動を推進するユニット、プロジェクト・チームの提言および活動内容をできるだけ尊重する。
- ・ 2007 年 10 月～2008 年 9 月までの役員は 2007 年 9 月 13 日までの運営 NGO からあらかじめ推薦された者の中から選ぶ。選出方法は互選か必要があれば投票で決める。
- ・ 役員の任期途中の交代または選出は、フォーラム運営委員会において決定する。

## 6 ユニットおよびプロジェクト・チーム運営に関して

- ・ 世話人会は、効果的な提言活動を行うため、「貧困・開発」「環境」「人権・平和」の提言ユニット、必要な事業を実施運営するプロジェクト・チームをそれぞれ置く。
- ・ 世話人会は必要に応じて、上記のテーマ以外にユニットを設置することができる。
- ・ プロジェクト・チームの参加者は各ユニットからの推薦を受けることとする。
- ・ ユニットおよびプロジェクト・チームの事業運営は運営 NGO によって行われる。
- ・ ユニットおよびプロジェクト・チームは独自の事務局、予算をもつことができるが、世話人会に活動報告及び決算報告をする必要がある。

## 7 事務局

- ・ 事業の円滑な実施運営のために世話人会は事務局を置くことができる。
- ・ 事務局体制については世話人会が決めるが、フォーラム運営委員会で承認を得る必要がある。

## 8 会計処理

- ・ 計画的で透明性の高い適正な会計業務を行う。
- ・ 必要に応じて外部監査を行う。

## 9 法の遵守

- ・ 運営に関しては、日本の国内法を遵守する。
- ・ 法的なアドバイスのため、顧問弁護士を積極的に登用する。

#### 10 開催地域の NGO グループとの連携

- ・ 開催地域における NGO グループと密接な連携をしてフォーラムの活動を行う。
- ・ 開催地域の NGO グループとの合意のもと、企画、運営および資金的な協働事業も積極的に検討する。

#### 11 他のセクターや市民団体との連携

- ・ G8 サミットにおける他の提言グループと連携することができる。
- ・ 協賛団体を募ることができる。

#### 12 NGO フォーラムの解散について

- ・ NGO フォーラムは目的とする役割が終了したときに解散できる。
- ・ 解散の手続きおよび残余財産の処理は、民主的で、非営利団体として適正な形で行う。

#### (付則)

本規約は、本フォーラム発足日(2007年1月31日)より施行する。

改訂：2007年3月16日改訂

改訂：2007年9月18日改訂

以上